水戸南ロータリークラブ

定款・細則

水戸南ロータリークラブ

水戸南ロータリークラブ定款

第１条　定 義

１．理事会：本クラブの理事会
２．細　則：本クラブの細則
３．理　事：本クラブの理事
４．会　員：名誉会員以外の本クラブ会員
５．Ｒ　Ｉ：国際ロータリー
６．衛星クラブ
（該当する場合）：潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
７．書　面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
８．年　度：７月１日に始まる12カ月間

第２条　名称

本会の名称は、水戸南ロータリークラブとする。

（国際ロータリー加盟会員）

第３条　クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

(a)「ロータリーの目的」の達成を目指すこと、

(b)　五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること、

(c)　会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること、

(d)　ロータリー財団を支援すること、

(e)　クラブレベルを超えたリーダーを育成すること。

（*訳注：「第３条　クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第５条「目的」［Object］と区別するため、「クラブの」が補足されています。）

第４条　クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。
茨城県水戸市。

第５条　目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第１．知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第２．職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第３．ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第４．奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第６条　五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

１．奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

２．奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことそして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるためにクラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

３．奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指す事により、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

４．奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

５．奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第７条　会合

第１節 ― 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開くものとする。

(b) 会合の方法。例会は直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

(c) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は例会を取りやめることができる。

(1) 祝日に当たる場合、またはその週に祝日が含まれる場合。

(2) 会員の葬儀の場合。

(3) 全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合。

(4) 地域社会での武力紛争がある場合。

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、１年に４回まで例会を取りやめることができるが３回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

(e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週１回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第１節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第１節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

(f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に２回、例会を行わなければならない。

第２節 ― 年次総会。

(a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開　催されるものとする。

(b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第３節 ― 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第８条 会員身分

第１節 ― 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第２節 ― 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の２種類とする。本条第７節に従ってクラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第３節 ― 正会員。RI定款第５条第２節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第４節 ― 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員は本クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第５節 ― 二重会員の禁止。いかなる会員も同時に、

(a) 本クラブと本クラブ衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または、

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第６節 ― 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a) 会費の納入を免除される

(b) 投票券を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を保持しない、および、

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第７節 ― 例外。細則には、第８条第２節および第４～６節に従わない規定を含めることができる。

第９条 クラブの会員構成

第１節 ― 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第２節 ― 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性・公平性・インクルージョンを表すものであるべきである。

第10条　出席

第１節 ― 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加すべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する。

(b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する。

(c) クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから１週間以内に定例のオンライン会合または参加型活動に参加するか、または、

(d) 次のような方法で同じ年度にメークアップする。

(1) 他のロータリークラブ、仮クラブまたは他のロータリークラブの衛星クラブ、いずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。

(2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

(3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。

(4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

(5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。

(6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。

(7) RI国際大会、規定審議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された他の会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第２節 ― 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意してあれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第３節 ― その他のロータリー活動による欠席。欠席のメークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

(a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。

(c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。

(d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

(e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または

(f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第４節 ― RI役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第５節 ― 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生、または養子縁組の後または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられる。

第６節 ― 出席の記録。本条第５節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第４節または第５節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第７節 ― 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第１節 ― 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第２節 ― 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第３節 ― 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第６節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の３分の２の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも５日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。　提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第４節 ― 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、１名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則の定める場合、理事会メンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なる会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第５節 ― 役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の７月１日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上２年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の７月１日に、会長エレクトになる。会長は、７月１日に就任し、１年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長１年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが１年未満であっても、この要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも１年間本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトが代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第６節 ― 本クラブの衛星クラブの組織運営。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

(b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および４～６名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とす　る。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

(c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第７節 ― 委員会。本クラブは次の委員会と有すべきである。

・クラブ管理運営

・会員増強

・公共イメージ

・ロータリー財団

・奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条　会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条　会員身分の存続

第１節 ― 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第２節 ― 自動的終結。

(a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合は理事会は

(1) 会員が本クラブに留まることを許可する、または、

(2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために１年以内の期間に限って出席義務規定の特別免除を与えることができる。

(b) 再入会。瑕疵なき専門職務、会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は、同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込することができる。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第３節 ― 終結 ― 会費不払。

(a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。

(b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第４節 ― 終結 ― 欠席。

(a) 出席率。会員は、

(1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および、

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第４節もしくは第５節に従う場合を除き、連続４回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は第13条第１節に従わない規定を含めることができる。

第５節 — 終結 — その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の３分の２以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第８条の第１節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は理事会に出頭して自分の立場を釈明する権利を持つ。

第６節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後７日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停または仲裁の手続きは第17条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも５日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブ決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第７節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第８節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。第９節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その３分の２以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第６節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第１節 ― 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第２節 ― 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第３節 ― 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配付しないものとする。

第４節 ― ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日２月23日の週は、世界理解と平和週間である。この１週間は、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条　ロータリーの雑誌

第１節 ―　購読義務。本クラブがRI理事会によって、免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む２名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第２節 ― 購読料。購読料は、クラブ各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条　ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブの定款・細則に順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条　仲裁および調停

第１節 ― 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第２節 ― 調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第３節 ― 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたもの、または、
(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または、
(c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。ロータリアンのみが調停人になることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(1) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を１部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。
(2) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第１節に定める仲裁に訴えることができる。

第４節 ― 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ１名のロータリアンを仲裁人に指定し、両仲裁人は１名のロータリアンを裁定人に指定するものとする。
第５節 ― 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細 則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い改正することができる。

第 19 条 改 正

第１節 ― 改正の方法。本条第２節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。
第２節 ― 第２条と第４条の改正。第２条（名称）および第４条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低３分の２の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

水戸南ロータリークラブ細則

第１条　定義

１．理事会：本クラブの理事会
２．理　事：本クラブの理事会メンバー
３．会　員：名誉会員以外の本クラブ会員
４．定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の３分の１、クラブ理事会の決定の場合は理事会の過半数。
５．ＲＩ：国際ロータリー
６．年 度：７月１日に始まる12カ月間

第２条　理事会

本クラブの管理主体は理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督、および本細則第３条第１節に基づいて選挙された7名以上の理事である。

第３条　理事および役員の選挙

第１節　役員を選挙すべき会合の１カ月前の例会において、その議長たる役員は、会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計、および５名以上の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会をクラブの定めるところに従って設置しなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た５名以上の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の７月１日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の７月１日に、会長に就任するものとする。

第２節　役員と理事が理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、１週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第３節　理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第４節　役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第４条 役員の任務

第１節　会長　本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

第２節　直前会長　理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第３節　会長エレクト　理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

第４節　副会長　会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第５節　幹事　会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した７月１日または１月１日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年１月１日および７月１日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第６節　会計 すべての資金を管理保管し、毎年１回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第７節　会場監督　通常その職に付随する任務、およびその他会長か理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第５条会合

第１節　年次総会　本クラブの年次総会は毎年12月第１例会に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第２節　本クラブの毎週の例会は金曜日12時30分（ただし、毎月の最終例会は18時30分）　に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していた

ことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第９条第１節と第２節の規定によるものでなければならない。定款第5条第2節による。

第３節　会員総数の３分の１をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第４節　定例理事会は毎月第１例会日までに開催されるものとする。臨時理事会は、会長がその必要ありと認めたとき、または２名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

第５節　理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第６条　入会金および会費

第１節　入会金は５万円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、再入会または他クラブにて入会金を支払っている場合は義務づけられないものとする。

第２節　会費は年額20万円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、RI人頭分担金、機関紙の購読、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区による他の賦課金に充当するという了解の下に、毎年２回７月１日および１月１日に納入すべきものとする。

第７条　採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第８条　奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第９条　委員会

第１節　― 常任委員会。

会長は、次の通り常任委員会を設置するものとする。

・会員組織委員会
　この委員会は、会員の増強、退会防止に関連する活動を実施するものである。

・クラブ管理運営委員会
　この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

・奉仕プロジェクト委員会
　この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

・ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

・米山記念奨学委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じて公益財団法人ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

・ニコニコBOX委員会

この委員会は、本クラブの奉仕活動の資金のため会員の献金を促進する計画を立て、実施するものである。

(a) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(b) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第２節 ― 特定分野委員会。

常任委員会の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

(a) 会員組織委員会

・職業分類委員会
・会員選考委員会
・会員増強委員会
・ロータリー情報委員会

(a) クラブ管理運営委員会

・出席委員会
・親睦活動委員会
・会場運営委員会
・プログラム委員会
・公共イメージ委員会
・会報委員会
・IT資料委員会
・雑誌委員会

(a) 奉仕プロジェクト委員会

・職業奉仕委員会
・社会奉仕委員会
・青少年奉仕委員会

・国際奉仕・姉妹友好クラブ委員会

第10条　委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第11条　出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。クラブ定款第10条第5節による。

第12条　財務

第１節　各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は２つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第２節　会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は２つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第３節　すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の２名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第４節　すべての資金業務処理は、毎年１回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第５節　資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第６節　本クラブの会計年度は７月１日より６月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを７月１日より12月31日に至る期間および１月１日より６月30日に至る期間　の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年７月１日

および１月１日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条　会員選挙の方法

第１節　本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第２節　理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第３節　理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第４節　理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第５節　被推薦者についての発表後７日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第６節　このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対し会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を１名指名し、同新会員をクラブプロジェクトまたは役目に配属する。

第７節　クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決 議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条　議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項、およびロータリー情報

委員会報告（ある場合）

審議未終了議

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第16条　改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の３分の２の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリークラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

2011.6.15 改 定

2012.12.7 改 定

2013.規定審議会にて改定

2015.7.10 改定

2016.規定審議会にて改定

2017.6.9 改 定

2019.規定審議会にて改定

2022.6.17 改定

2023.6　　改定

水戸南ロータリークラブ慶弔等規定

第１条この規定は会員の親睦と相互扶助を図り、その活動を通じて、人間関係を更に深めることにより、ロータリーの理想を実現することを目的とする。
第２条　この規定は、水戸南ＲＣ会員、その配偶者及び会員の一親等親族に適用する。
第３条　本ＲＣは次の場合に、以下の区分により祝金を贈呈する。

⑴　会員またはその子が婚姻した場合

１．会員の場合　20,000円　　２．会員の子の場合　10,000円

⑵　会員に子が誕生した場合　5,000円

第４条会員が叙勲、褒賞、学位称号等を受けた場合、その会員の身辺に特に慶事があった場合は、理事会の決議により適宜金品を贈呈する。
第５条　会員またはその配偶者が入院若しくは２週間以上の加療を要する傷病にかかった場合は、金10,000円の見舞金を贈呈する。
　但し、本人の病状、療養時間の長短等については、必ずしも前項の規定に拘らず、理事会の決議により見舞の方法、金品の種類又は金額等を定める事が出来る。
第６条会員、その配偶者及び会員の一親等親族が死亡した場合は、次の区分により弔慰金を贈呈する。

⑴　会員の場合	花輪又は供花	他に金50,000円
⑵　配偶者の場合	花輪又は供花	他に金30,000円
⑶　会員の父母又は子の場合	花輪又は供花	他に金20,000円

第７条　会員の住所又は職場が、火災・風水害その他不慮の災害により、著しい被害を蒙った場合は、その実情により、理事会の決議により慰問品又は見舞金を贈呈することができる。
第８条　本条項の慶弔金並びに見舞金の贈呈は、会長、幹事、並びに親睦活動委員会の三者が同行して行なうものとする。但し、右三者のうち何れか又は全員に支障があるときは、それ　ぞれ適宜代行者を選任することができ、また止むを得ない場合は、二者によってこれを代　行することもできる。
第９条　会員が疾病又は一身上の都合により退会する場合は、理事会の決議により記念品を贈呈する。
第10条　前各条項の規定に該当せず且つ慶弔等の必要のある場合は、理事会の決議によるものとする。

付　　則

第１条 本規定は昭和50年１月１日よりこれを実施する。
第２条　本規定の理事会の決議は、過半数の理事が出席した理事会において、その過半数の決議により決定するものとする。
第３条　本規定の改廃は、過半数の理事が出席した理事会の過半数の決議、並に在籍会員数の３ 分の１以上出席（メークアップは除く）した会合においてその過半数の決議により決する　ものとする。

1998年12月４日　一部改正（第６条）

2013年８月９日　一部改正

以　上